

第三十五回 帝國議會 貴族院議事速記録第五號

大正三年十二月二十二日(火曜日)

午前十時四分開議

議事日程 第五號 大正三年十二月二十二日

午前十時開議

- | | |
|----------------------------------|------|
| 第一 大嘗祭齋田ノ土地免租ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付) | 第一讀會 |
| 第二 畜産組合法案(政府提出) | 第二讀會 |
| 第三 市制中改正法律案(衆議院提出) | 第一讀會 |
| 第四 町村制中改正法律案(衆議院提出) | 第一讀會 |
| 第五 運河法中改正法律案(衆議院提出) | 第一讀會 |

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(成瀬書記官朗讀)

去ル十九日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

- | |
|---------------------------|
| 大正四年度歳入歳出總豫算追加案(第一號) |
| 大正四年度歳入歳出總豫算追加案(第二號) |
| 大正四年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號) |
| 大正四年度歳入歳出總豫算追加案(第二號) |

同日可決シタル議員子爵松平親信君ニ對スル弔辭ハ即日之ヲ贈レリ

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

大嘗祭齋田ノ土地免租ニ關スル法律案

同日衆議院ヨリ左ノ法律案ヲ提出セリ

運河法中改正法律案

○議長(公爵德川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、議事日程第一、大嘗祭齋田ノ土地免租ニ關スル法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會

(河井書記官朗讀)

大嘗祭齋田ノ土地免租ニ關スル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

大正三年十二月十九日

衆議院議長奥繁三郎

貴族院議長公爵德川家達殿

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ倣フ)

大嘗祭齋田ノ土地免租ニ關スル法律案

大嘗祭ノ齋田ニ指定セラレタル土地ニ付テハ大正四年度分地租ヲ免除ス

府縣市町村其ノ他ノ公共團體ハ前項ノ土地ニ對シ大正四年度ニ於テ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ス

本法ニ依リ免除シタル稅金ハ法律上總テノ納稅資格中ヨリ控除セス

(國務大臣若槻禮次郎君演壇ニ登ル)

○國務大臣若槻禮次郎君 諸君、恭シク惟ミマスルニ、大嘗祭ノ大典ハ本年十一月ニ行ハセラルル筈デアリマシタ所、不幸ニシテ御延期ニ相成リマシ

タコトハ洵ニ恐懼ニ堪ヘナイ所デアリマス、而シテ今回更ニ明年秋冬ノ交ニ於テ舉行アラセラルルコトニ御内定アラセラレマシタニ依ッテ、其悠紀主基ノ齋田ニ指定セラレマシタ土地ニ付テ、尙ホ大正四年度分ノ地租ヲ免除スルノガ相當デアルト認メマシテ、本案ヲ提出シタ次第デアリマス、冀ハクハ慎重審議速ニ御協賛アラムコトヲ切ニ希望イタシマス

○議長(公爵德川家達君) 特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

(河井書記官朗讀)

大嘗祭齋田ノ土地免租ニ關スル法律案特別委員

侯爵德川 義親君 男爵岡内 重俊君 子爵井上 匡四郎君

男爵中川 興長君 男爵目賀田種太郎君 男爵吉川 重吉君

石井省一郎君 中島 永元君 堀 正一君

○議長(公爵德川家達君) 第二、畜産組合法案、政府提出、第二讀會、第一條ヨリ終マデ全部問題ニ供シマス……全部委員長ノ報告ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵德川家達君) 過半数ト認メマス

○男爵中川興長君 直チニ第三讀會ヲ開カレムコトヲ望ミマス

○伯爵大原重朝君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開イテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 直チニ第三讀會ヲ開キマス、第二讀會ノ決議通り

デ御異存アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 第三、市制中改正法律案、衆議院提出、第一讀會、第四、町村制中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

〔河井書記官朗讀〕

市制中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正三年十二月十七日

衆議院議長奥繁三郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

市制中左ノ通改正ス

第九條ノ二 市カ新ニ特別ノ事業ヲ經營セムトスル場合ニ於テ法律ニ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外現ニ其ノ區域内ノ需用ニ應スル爲官廳ノ許可ヲ受ケ同一目的ノ事業ヲ營ムモノアルトキハ市ハ該事業ニ對シ豫メ相當ノ處分ヲ爲スコトヲ要ス但シ從來ノ營業者其ノ處分ヲ欲セサルトキ又ハ利害相反セサル場合ハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ事業ノ種類及處分方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔河井書記官朗讀〕

町村制中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正三年十二月十七日

衆議院議長奥繁三郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

町村制中左ノ通改正ス

第八十九條ノ二 町村カ新ニ特別ノ事業ヲ經營セムトスル場合ニ於テ法律ニ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外現ニ其ノ區域内ノ需用ニ應スル爲官廳ノ許可ヲ受ケ同一目的ノ事業ヲ營ムモノアルトキハ町村ハ該事業ニ對シ豫メ相當ノ處分ヲ爲スコトヲ要ス但シ從來ノ營業者其ノ處分ヲ欲セサルトキ又ハ利害相反セサル場合ハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ事業ノ種類及處分方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○議長(公爵徳川家達君) 此兩案ハ同一委員ニ付託シテ御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔河井書記官朗讀〕

市制中改正法律案外一件特別委員

侯爵細川 護立君	子爵本莊 宗義君	高崎 親章君
男爵山名 義路君	男爵本多 政以君	石黒 五十二君
阪本 鈺之助君	水野 鍊太郎君	矢島 榮助君

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第五、運河法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會

〔河井書記官朗讀〕

運河法中改正法律案

右本院提出案及送付候也

大正三年十二月十九日

衆議院議長奥繁三郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

運河法中左ノ通改正ス

第二十一條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十二條 本法ノ適用ヲ受クル運河ノ用地ニシテ免許條件ニ依リ官有ニ歸屬シタルモノハ之ヲ運河經營者ニ下付スルコトヲ得

○議長（公爵徳川家達君） 特別委員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス

〔河井書記官朗讀〕

運河法中改正法律案特別委員

伯爵柳原	義光君	子爵松平	康民君	子爵堀河	護麿君
男爵内田	正敏君	男爵安藤	直雄君	谷森	眞男君
千頭	清臣君	木内	重四郎君	橋本	辰二郎君

○議長（公爵徳川家達君） 唯今選定イタシマシタ特別委員ハ、成ルベク速ニ
正副委員長ノ互選ヲ行ハレマシテ議長ニ御申出ヲ請ヒマス、次ノ議事日程ハ
決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是デ散會イタシマス
午前十時十四分散會

